

# 団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約のご案内（2025年度）

「団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約」は、さまざまなスクール（教室）およびイベント参加における様々なリスクに備える制度です。スクール（教室）およびイベント参加中に参加者がケガをしてしまった場合、および特定疾病になってしまった場合に、補償規程に基づいて見舞金をお支払いたします。

## 災害補償制度とは

～クラブ主催者としての気遣いとして～ 地震・津波などの天災によるケガも補償します

### 補償内容

スクール（教室）およびイベントに参加される皆様が、教室に参加中または実施施設までの往復途中に急激で偶然な外来のケガ（天災時含む）または特定疾病※を被られた場合、補償規程に基づいて見舞金をお支払いたします。

なお、本制度は一般社団法人 中央区地域スポーツクラブ江戸月島を契約者とする保険により運営しております。

※特定疾病とは、次の疾病をいいます。

急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性心疾患／くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患／気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患／細菌性食中毒／日射病・熱射病等の熱中症／低体温症／脱水症

（注）ただし、本補償制度の対象となった日の直前12ヶ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾患と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患はお支払の対象外となります。

### 想定事故例

- 会員がスクール（教室）に参加中、転んでケガをしてしまった。
- 会員がスクール（教室）に参加中、炎天下だったため熱中症で倒れてしまった。
- 会員が自転車に乗ってスクール（教室）に来る途中、交通事故に遭いケガをしてしまった。

### 見舞金の金額

入院・通院について治療日数の1日目から補償されます。

\* 入・通院見舞金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日あたりの定額見舞金が支払われます。

見舞金の種類	見舞金額	見舞金をお支払する場合
災害死亡見舞金 (疾病死亡見舞金)	500万円 (500万円)	本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
後遺障害見舞金 (疾病後遺障害見舞金)	最高 500万円 (最高500万円)	本補償適用のケガをした日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、または本補償適用の特定疾病で所定の公的な後遺障害認定を受けた場合。
入院見舞金 (日額)	4,500円	本補償適用の傷病の治療のために入院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります(ただし、180日を経過した以降の入院は対象となりません。)
手術見舞金 (基礎額)	4,500円	入院見舞金が支払われる場合で、本補償制度の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内に、本補償制度の傷病の治療のために所定の手術を受けた場合。手術見舞金(基礎額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします(ただし、1回の事故につき1回の手術に限ります)。
通院見舞金 (日額)	1,500円	本補償適用の傷病の治療のために通院した場合。本補償適用の傷病が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して90日を限度とします(ただし、180日を経過した以降の通院は補償対象となりません)

## 団体総合補償制度費用保険・行事参加者補償制度費用保険特約のご案内（2025年度）

見舞金をお支払いする場合		見舞金をお支払いできない主な場合
災害 補償 制度	対象となる損害	下記の場合において、スクール(教室)およびイベント参加中に偶然発生した会員のケガまたは特定疾病(注2)(「補償適用の原因(注3)」といいます。)に対して、見舞金をお支払いたします。
	災害死亡見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日から、その日を含めて180日以内に会員が死亡した場合。
	後遺障害見舞金	補償適用の原因が生じた直接の結果として、①ケガをした日からその日を含めて180日以内に会員に後遺障害が生じた場合、または②特定疾病で公的な後遺障害認定を受けた場合。 支払割合(最高100%)は、後遺障害の程度に応じて決定します。
	入院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の入院日数が対象となります。
	手術見舞金	療養補償保険金(入院日額)が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内に、補償適用の原因への治療のために所定の手術を受けた場合。入院見舞金(日額)に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍、40倍)を乗じた額とします。ただし、1事故に基づく補償適用の原因につき、1回の手術に限ります。
	通院見舞金	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して、90日を限度とします。
【用語の説明】		(注3)補償適用の原因 会員が被った次のケガまたは特定疾病 ①一般社団法人中央区地域スポーツクラブ大江戸月島が主催するスクール行事参加中のケガまたは特定疾病 ②上記①の行事参加のための往復途上のケガまたは特定疾病(ただし、行事参加を目的として住居を出発する前に、参加者名簿で事前に参加が確定している方に限ります。)
(注1)被補償者 一般社団法人中央区地域スポーツクラブ大江戸月島が主催するスクール教室およびイベント参加者で、参加者名簿に記載された会員 (注2)特定疾病 「急性虚血性心疾患(いわゆる心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患」「くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患」「気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患」「細菌性食中毒」「日射病・熱射病等の熱中症」「低体温症」「脱水症」をいいます。		

### 見舞金等のご請求は

※見舞金ご請求は「Chubb損害保険サービスセンター」よりご案内いたします。

※事故発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、見舞金をお支払い出来ない場合がございますので、ご注意ください。

### 一般社団法人 中央区地域スポーツクラブ大江戸月島 事務局

〒104-0052 東京都中央区月島3-12-8

TEL : 090-8749-7260

火～土 10:00～18:45(祝日・臨時休業日を除く)